

入国査証の取得について

大谷大学大学院で外国人留学研究生として在籍するには、「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格「留学」の査証を取得しなければなりません。受入が許可されたら、以下の要領にて査証を取得する手続きを行ってください。**なお、選考において受入が認められなかった場合（不合格の場合）は「在留資格認定証明書」の交付申請は行いませんので、あらかじめご了承ください。**

- ①本学は志願者の代理人として、日本国出入国在留管理庁に対して、「在留資格認定証明書」交付の申請を行います。そのために、「入国状況アンケート」の回答が必要となりますので**出願時に**、本学入学センターへ他の出願書類に同封のうえ、送付してください。選考において受入が許可された場合、本学は出入国在留管理庁への申請を行います。出入国在留管理庁から申請結果が通知されるまで約4週間程度かかりますので、ご了承ください。
- ②出入国在留管理庁から「在留資格認定証明書」が交付されたら、本学は本人宛てにEMSで送付します。「在留資格認定証明書」が手元に届けば、その「在留資格認定証明書」や「大谷大学大学院外国人留学研究生受入許可書」等の必要書類を持参して、日本大使館・領事館で「留学」査証を取得する手続きを行ってください。

以 上

〒603-8143 京都市北区小山上総町
大谷大学入学センター
TEL 075-411-8154
FAX 075-411-8160
E-mail nyushi-c@sec.otani.ac.jp